

【Ⅲ－1 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価－①】

① 療養・就労両立支援指導料の見直し

第1 基本的な考え方

治療と仕事の両立を推進する観点から、療養・就労両立支援指導料について、対象患者、算定可能な期間及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 医療機関が受け取る勤務情報について、患者が作成した「治療と仕事の両立支援カード」が、事業者の確認を経て医療機関に提供された場合においても算定可能とする。
2. 対象疾患の定めを廃止し、疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な患者であって、就業の継続に配慮が必要なものに算定可能とする。
3. 2回目以降の指導について、3月以上の期間に渡って継続されている実態を踏まえ、算定可能な期間を見直す。
4. 就労の状況を考慮した療養上の指導及び相談支援を更に推進する観点から、その評価を引き上げる。

改 定 案	現 行
<p>【療養・就労両立支援指導料】</p> <p>1 初回 <u>●●点</u></p> <p>2 2回目以降 <u>●●点</u></p> <p>注1 1については、<u>疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者</u>であって、就業の継続に配慮が必要なものに対して、当該患者と当該患者を<u>雇用</u>する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する</p>	<p>【療養・就労両立支援指導料】</p> <p>1 初回 800点</p> <p>2 2回目以降 400点</p> <p>注1 1については、<u>別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者</u>に対して、当該患者と当該患者を<u>使用</u>する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する</p>

いる労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医、同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者、同法第12条に規定する衛生管理者若しくは同法第12条の2に規定する安全衛生推進者若しくは衛生推進者又は同法第13条の2の規定により労働者の健康管理等を行う保健師（以下「産業医等」という。）に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と療養の両立に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。

2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月又はその翌月から起算して6月を限度として、月1回に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、●●点を所定点数に加算する。

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、療養・就労両立支援指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1又は2の所定点数に代えて、それぞれ●●点又は●●点を算定する。

産業医、同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者、同法第12条に規定する衛生管理者若しくは同法第12条の2に規定する安全衛生推進者若しくは衛生推進者又は同法第13条の2の規定により労働者の健康管理等を行う保健師（以下「産業医等」という。）に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と療養の両立に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。

2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月又はその翌月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、療養・就労両立支援指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1又は2の所定点数に代えて、それぞれ696点又は348点を算定する。

<p>[施設基準]</p> <p>五の一の二 療養・就労両立支援指導料の施設基準等 (削除)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>[施設基準]</p> <p>五の一の二 療養・就労両立支援指導料の施設基準等 (1) <u>療養・就労両立支援指導料の注1に規定する疾患</u> <u>別表第三の一の二に掲げる疾患</u> (2)・(3) (略)</p> <p><u>別表第三の一の二 療養・就労両立支援指導料の注1に規定する疾患</u></p> <p><u>悪性新生物</u> <u>脳梗塞、脳出血、くも膜下出血</u> <u>その他の急性発症した脳血管疾患</u> <u>肝疾患（経過が慢性なものに限る。）</u> <u>心疾患</u> <u>糖尿病</u> <u>若年性認知症</u> <u>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病（同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されている患者（同条第一項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に係るものに限る。）その他これに準ずる疾患</u></p>
---	---